

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	水再生センター
委 託 業 務 名	中野第 2 中継ポンプ場水位計交換業務
委 託 業 務 場 所	大津市中野三丁目
概 要	中野第 2 中継ポンプ場に設置されている真空下水道設備の水位計等を交換するもの。
契 約 期 間	令和 8 年 7 月 9 日から令和 8 年 1 0 月 3 0 日まで
契 約 年 月 日	令和 8 年 7 月 9 日
契 約 金 額	1, 8 1 5, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 岐阜県海津市海津町馬目 2 7 1 〔名 称〕 水都工業㈱
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本委託は、積水化学工業株式会社が製造した真空下水道システムの構成機器を交換するものである。 （１）真空下水道システムは、メーカー独自の技術で製造されているものであり、機器の交換及び総合試験調整は、設備構成を熟知した専門的技術が必要となる。 （２）製造元である積水化学工業株式会社は、真空下水道システム事業から撤退しており、本設備を取り扱うことができるのは、同事業を継承した水都工業株式会社に限られる。 （３）今回交換対象となるレベルコントローラは製造中止品であり、後継品での交換となるが、この後継品を調達できるのは水都工業株式会社に限られる。 上記理由により、本設備の取り扱いの水都工業株式会社に限られるため、同社と随意契約を行うもの。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。